

知っておきたい国民健康保険

国民健康保険高齢受給者証は4月に更新です

70歳から74歳の方には、「被保険者証」と「高齢受給者証」が交付されていますが、高齢受給者証の有効期限は3月31日までとなっています。

4月からの高齢受給者証は、3月中に郵送しますので、ご確認をお願いします。

また、現在高齢受給者証の負担割合が1割の方は2割に引き上げられる予定でしたが、4月からも引き続き1割に据え置かれます。

※3割負担いただく方(現役並みの所得者)は除きます。

社会保険など職場の健康保険に加入された方へ

社会保険など職場の健康保険に加入された方がいるときは、国民健康保険の資格喪失手続きが必要となります。社会保険被保険者証がすぐに交付されないからといって国民

健康保険被保険者証を使用すると、保険分を返還していただく場合もありますので、社会保険に加入したら必ず喪失

手続きを行ってください。

※国民健康保険の資格は社会保険加入時にさかのぼって喪失となります。

◎手続きに必要なもの

- ・社会保険など職場の健康保険から交付された被保険者証
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印かん

学校に通うため家族と離れて他の市町村に住むとき

就学中の方の被保険者証が必要な場合には、手続きを行ってください。

◎手続きに必要なもの

- ・在学証明書(4月1日以降に発行されたもの)
- ・印かん
- ※学校を卒業したときには、住所地の国民健康保険に加入することになりますので、資格喪失の手続きを行ってください。

被保険者証をなくしてしまったとき

被保険者証をなくしたり、間違えて破いてしまったときは、被保険者証を再発行することができません。

◎手続きに必要なもの

- ・本人確認のできる証明書(運転免許証など)
- ・印かん

退職者医療制度へのご加入をお願いします

退職者医療制度とは、長く社会保険などに加入していた方が、医療の必要性が高まる退職後に、国民健康保険に加入することによって、国民健康保険の医療費負担が増大することを抑制するためにつくられた制度です。

退職者医療制度の適用を受けている方の給付費(被保険者の自己負担分以外の医療費)は、退職者医療制度に該当する方の保険税と会社等の健康保険からの拠出金で賄われます。

退職者医療制度が適正に適用されない場合は、国民健康保険が負担する医療費の増大を招き、将来の国民健康保険税の増加につながりますので、対象となる方は適用手続きをお願いします。

◎左記の条件のすべてにあてはまる方と、その被扶養者が対象となります

- ・国民健康保険に加入している65歳未満の方
- ・厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降で10年以上ある方

◎手続きに必要なもの

- ・現在発行されている国民健康保険被保険者証
- ・年金証書(厚生年金、共済等)
- ・印かん

国民健康保険税の納め忘れはありませんか

国民健康保険税は、4月から翌年3月分までを年8期に分けて納付していただきます。

納付がないと保険税の滞納となり、通常の被保険者証の代わりに有効期間の短い「短期被保険者証」(有効期限3ヶ月以内のもの)が交付され、滞納が一向に改善されない場合などは、被保険者証に代えて『被保険者資格証明書』(被保険者証とは異なり医療を受診した際、いったん全額自己負担になります)が交付されることもあります。

また、納期限を過ぎると督促が送付されるほか、延滞金の納付義務が生じ、法令に基づいて滞納処分を受ける場合がありますので、お早めに納付してください。

◆問い合わせ

〈被保険者証に関すること〉

住民課 国保年金班

☎(84)1214

〈納税に関すること〉

税務課 収税班

☎(84)1212